

# 営業所所在地等報告書

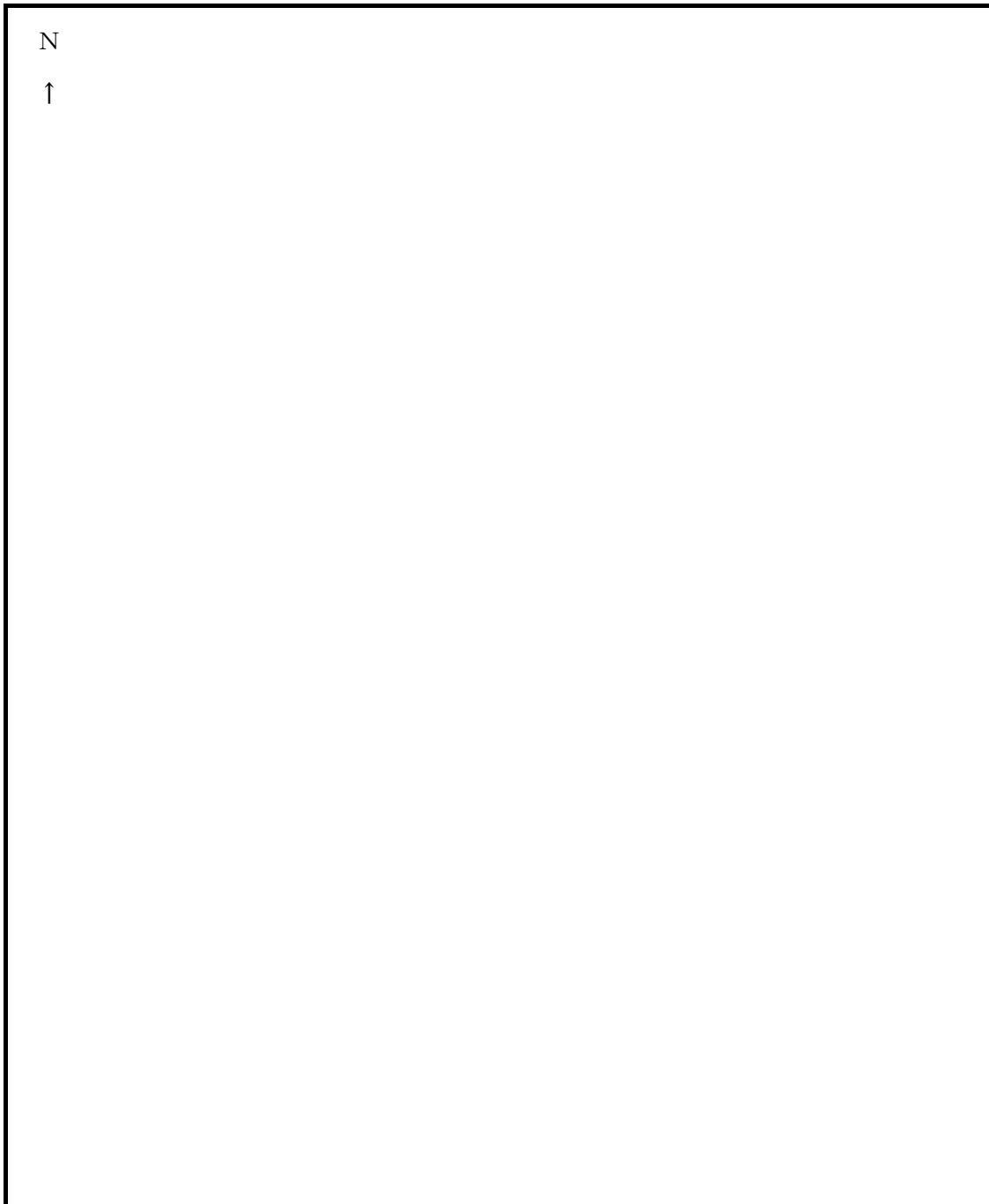
報告日： 年 月 日

営業所所在地 箕面市	受付番号	
	電話番号	
	当営業所における建設業等の許可	
	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
契約先		
商号又は名称		
代表者職氏名		

## (注意事項)

1. 報告は申請日現在で記入してください。
2. 建設工事、測量・建設コンサルタントの登録を希望し、かつ箕面市内にある本店等又は支店等が箕面市との契約相手となる場合は、報告書の提出が必要です。それ以外の場合は提出不要です。
3. 提出された報告書に基づいて実態確認を行うこともありますので、正確に記入してください。
4. 市内業者及び準市内業者は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たす必要があります。
  - (1) 市内業者は、本店等において、市との契約締結について完結できなければならない。
  - (2) 市内業者は、法人にあっては箕面市内において法人に係る市税の納税義務を有し、個人にあっては、事業主が箕面市内に住民登録を有し、箕面市内に納付すべき市税の納税義務者でなければならない。
  - (3) 準市内業者は、箕面市内において法人に係る市税の納税義務を有するとともに、支店等において、市との契約締結について完結できなければならない。
  - (4) 前3項に規定するもののほか、市内業者又は準市内業者として認定するにあたり必要な要件は、次に掲げる事項とする。
    - ア 本店等又は支店等（以下「事務所」という。）には、事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられていなければならない。
    - イ 事務所には、その所在を明らかにした看板や表札を表示し、独立した事務所として形態を整えていなければならない。
    - ウ 事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していなければならない。配置人員が市外の本店等と兼務となっていて、不在の状況が頻繁となる場合や、単なる連絡員を配置している場合は、事務所として認めない。
  - (5) 事務所とは、電話、郵便、ファクシミリ等により、常に連絡をとることが出来なければならない。
  - (6) 工事請負業者登録にあっては、事務所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる職種にあっては、1人以上の配置がされていなければならない。
  - (7) 測量・設計等業務委託業者登録にあっては、事務所に営業活動を行い得る常駐社員（責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる職種にあっては、1人以上の配置がされていなければならない。

1. 営業所所在地位置図



※記入に際しては、駅、バス停、学校、その他公共施設等目標になるものを記入し、できるだけ詳細に記入してください。(住宅地図等のコピーの貼付可)

## 2. 営業所の写真

営業所等の外観及び看板等会社名が確認できるものの写真を貼付してください。

※糊付け貼付

営業所内部（事務室等）の写真を貼付してください。

※糊付け貼付

※写真については、申請時から3か月以内に撮影したものに限りませ

(記入方法) 各項目の丸数字の該当するものに○をつけてください。

その他等( )に該当する場合は、記入してください。

### 3. 営業所の設備

#### (1) 建物の使用形態

①事務所専用 ②併用 ③なし

(1) - 2 前項目で②併用と答えた場合のみ記入。何と併用していますか

①役員又は職員の住居と併用 ②他社と併用 ③その他( )

(1) - 3 前項目で②他社と併用と答えた場合のみ記入。併用している業者名を記入してください。( )

#### (2) 建物の用途

①戸建て住宅 ②共同住宅 ③事務所 ④倉庫 ⑤車庫 ⑥コンテナ

⑦その他( )

#### (3) 看板(商号・名称を表記したもの)の設置

①設置している(通行者からよく見える)

②設置している(通行者からよく見えない) ③設置していない

#### (4) 電話設備

①普通電話 ②転送専用電話 ③ファックス ④その他( )

#### (5) 専用の(他社と併用していない)机・いす等事務機器

①あり ②なし

### 4. 営業所の営業形態

(1) 平常時の営業時間( )時から( )時まで

(2) 常駐職員 ①あり(人数 )人 ②なし